

田原本町スケートボードパークの使用基準

安心して楽しんでいただくために、次のルールとマナーを守り、事故やけがのないようにご使用ください。

○施設についての注意事項

- ・施設内で起きた事故、けが等については自己責任です。この施設での事故等については、一切の責任を負いません。(もしもの事故に備えて、傷害保険の加入をお勧めします。)
- ・この施設はスケートボード専用の施設です。(上記以外の目的での使用を禁止します。)
- ・保護具(ヘルメット・プロテクター(**サポーターは不可**))を必ず着用して施設を使用してください。保護具をお持ちでない場合は、無料で貸出を行っておりますので、中央体育館にお問い合わせください。
- ・施設の休場日は、次のとおりです。
毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、次の平日が休場日)
- ・施設の使用時間は、次のとおりです。
午前9時から午後9時まで
- ・スポーツ団体などによる大会、教室及び講習会等の開催時は、ご使用を制限させていただく場合がございます。
- ・使用者が多数となった場合は、安全のために入場を制限させていただく場合がございます。
- ・施設内での紛失・盗難等の責任は一切負いません。(ご自身で管理してください。)

○ご使用になる時の手続きについて

施設を使用される際は、①使用者登録と②施設の使用申請の手続きが必要になります。
中央体育館の開館日の午前8時30分～から午後5時の間に手続きをしてください。

①使用者登録について

- 1、中央体育館で「使用者登録申請書」により、登録手続きを行ってください。
- 2、申請書とあわせて、運転免許証、パスポート、学生証、生徒手帳(生徒証明書)等の本人確認書類(写)を提示してください。
- 3、使用上の注意をご確認いただき、ご本人様の署名捺印が必要です。20歳未満の方は、保護者の同意と署名が必要です。
- 4、登録された方には「登録済証」を発行いたします。施設をご使用の際に「登録済証」を携帯してください。なお、「登録済証」の貸し借り等は禁止します。
- 5、使用者登録の有効期間は登録した日から3年(登録を受けた日から3年を経過する日が属する月の前月の末日まで)とし、期限が切れた場合、再度ご登録のお手続きが必要となります。

②施設の使用申請について

- 1、中央体育館で「田原本町立体育館使用許可申請書」により、施設の使用申請の手続きを行ってください。
- 2、手続きの際には、①使用者登録でお渡しした「登録済証」をご提示ください。
- 3、申請は1月前から可能になります。

○ご使用にあたっての注意事項

- ・満4歳未満の方は使用できません。
- ・使用者は無理をせず、自分のレベルに合った使用をしてください。
- ・ごみは必ず各自でお持ち帰りください。
- ・見学者は事故防止のため、フェンスの外側からご覧ください。小学生以下の入場には、保護責任者の同伴が必要です。保護責任者は緊急時対応等のため中央体育館の敷地内でお待ちください。
- ・同時に何人もの滑走は危険ですので、ゆずりあって使用してください。
- ・故意に施設を破損した場合は、原状回復（補修）を原則とし、修理費などは使用者の負担となります。
- ・施設の使用時間をしっかり守りましょう。
- ・雨天・悪天候の時は足元が滑りやすくなる場合がありますので、ご注意ください。また、安全のため使用を禁止する場合がありますので、指示に従ってください。

○禁止事項

- ・飲酒及び酒気帯びでの使用。
- ・施設内への飲食物の持込。（水分補給のための飲み物は除きます。）
- ・火気の使用。（喫煙・花火等）
- ・器材などの持込（大会、教室及び講習会等は除く。）
- ・落書き・ステッカーを貼ること。
- ・目的外のアイテムの使用。
- ・スケートボード場外での滑走。
- ・風紀を乱し、他の使用者に迷惑をかけること。
- ・物品を販売又はそれに類する行為。
- ・犬・猫などのペットの入場。

※以上の事項の違反及びマナー違反等があった場合や、職員の指示に従わない場合は、退場を命じることもあります。

田原本町教育委員会 文化振興課 スポーツ振興係（中央体育館内）

TEL：0744-33-5882